

「学校いじめ防止基本方針」【ハンドブック】

河北町立谷地南部小学校

1 はじめに

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。どの子どもも、被害者にも加害者にもなり得る。
- 児童の尊厳を保障するために関係機関と連携し、「未然防止」「早期発見、早期対応」に取り組む。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ・いじめについての正しい知識と子どもの様子の把握 ⇒ (校内研修・子どもを語る会)
- ・心をはぐくむメッセージを発信 ⇒ (校長講話・学校だより・学級だより・学級指導)
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。 ⇒ (学級経営・学級指導・道徳)
- ・「自己存在感・自己肯定感・自己有用感」を高める ⇒ (学級経営・学級指導・道徳)

(2) 児童に培う力とその取組み

<p>①児童に培う力</p> <ul style="list-style-type: none">・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度・他者と円滑なコミュニケーションを図る能力・ストレスに適切に対処できる力・自己有用感、自己肯定感	<p>②その取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・学校の教育活動全体を通して行う、道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり・一人一人が活躍できる集団づくり (学級経営の充実)・自己有用感を持ち、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会。・主体的に取り組むことができる体験の機会の設定。・社会参画活動の推進
---	---

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組み

①いじめ防止のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止対策委員会」を置き、必要に応じて委員会を開催する。

- 校内職員 : 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当担任
- 校外関係者 : 学校評議員代表、学校医、教育委員会、町福祉課、教育相談員、地区主任児童委員、民生委員代表、南部地区青少年育成会議会長、寒河江警察署生活安全課少年補導専門官

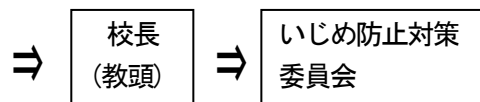
※校外関係者は、校長が必要に応じて会議への参加を要請する。

②具体的取組み

【いじめの早期発見】

いじめ発見のルート (小さなサインも見逃さない)

- 1) 本人からの訴え
- 2) 教職員による発見
- 3) 他からの情報 (児童・保護者・地域・スポ少・学童等)
- 4) アンケート調査 (Q-U アンケート…6月・10月)
(学校生活アンケート…7月・12月・3月)
- 5) 個人面談 (全学級…6月、随時)
- 6) 職員会議・職員打ち合わせ (子どもを語る会)



【いじめへの早期対応】

いじめ・サインを発見したら、24時間以内に対応する。

1) 事実関係の把握	○誰が、誰に、どのような内容のいじめを受けているのか。
2) 対応策の協議	○どの職員がどの子どもにどのように対応するか。(被害児童と加害児童)
3) 事実の確認	○聞き取ったことを照合し、事実を確認する。
(ア) 被害児童及び保護者への報告	・確認した事実を被害児童及び保護者へ報告する。(担任、学年主任) ※被害児童の安心・安全を保障し、守る対応策を考え、その内容を保護者に伝え理解を得る。
(イ) 加害児童及び保護者への指導	・確認した事実を加害児童及び保護者へ報告する。(担任、学年主任) ※いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪への醸成を行う。保護者には、いじめの事実を伝え、家庭での指導と見守りを要請する。
4) 謝罪の場の設定	○被害児童及び加害児童を同席させ、被害児童に対して加害児童に謝罪と反省を示させる。(校長・担任)
5) 全体の児童への指導 (全校又は学年)	○被害児童及び保護者の了解を得て、学級・学年・全校児童へのいじめの再発防止に向けた指導を行う。(校長・生徒指導主任・担任・学年主任) ※いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
6) 継続的見守り	○いじめが解消しても、被害児童及び保護者と定期的な話し合いを持つ。

【児童の主体的な取り組み】

- ・児童会によるいじめ撲滅の宣言やいじめ防止標語作り
※児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

3 重大事態への対処

○いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

○児童が自殺を図った場合	○身体に重大な傷害を負った場合	○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合	○年間30日以上欠席があった場合	

4 いじめ事案発生時の連絡体制

